

通則の5及び6に掲げる年間手術件数

(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

・区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等
イ	黄斑下手術等
ウ	鼓室形成手術等
エ	肺悪性腫瘍手術等
オ	経皮的カテーテル心筋焼却術

手術件数

0
0
0
0
0

・区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等
イ	水頭症手術等
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等
エ	尿道形成手術等
オ	角膜移植術
カ	肝切除術等
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等

手術件数

0
0
0
0
0
0
0

・区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)
エ	母指化手術等
オ	内反足手術等
カ	食道切除再建術等
キ	同種死体腎移植術等

手術件数

0
0
0
0
0
0
0

・区分4に分類される手術の件数

手術件数

21

・その他の区分に分類される手術

人工関節置換術
乳児外科施設基準対象手術
ペースメーカー移植術及び
ペースメーカー移植術及び交換術
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術
経皮的冠動脈形成術
急性心筋梗塞に対するもの
不安定狭心症に対するもの
その他のもの
経皮的冠動脈粥腫切除術
経皮的冠動脈ステント留置術
急性心筋梗塞に対するもの
不安定狭心症に対するもの
その他のもの

手術件数

0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0